平成２７年（フ）第１５号
奈良県桜井市大字三輪1092番地の８
債務者　川並美佐枝
1　決定年月日時　平成27年２月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月15日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第１０号
香川県坂出市築港町１丁目５番35号　コミュニティハウスやそば第６―403号
債務者　山下　弘栄（旧姓前田・佐々木）
1　決定年月日時　平成27年２月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月15日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２７年（フ）第２１号
山梨県南アルプス市古市場410番地２　甲西レジデンス305、前住所山梨県甲府市高畑３丁目７番10号　サンリバー青木301
債務者　田中比呂美
1　決定年月日時　平成27年２月16日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月16日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第９７号
山口県周南市城ケ丘３丁目11番８―101号　周南第４住宅
債務者　松原三宝子
1　決定年月日時　平成27年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月16日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２６年（フ）第１２０号
山口県下松市旗岡１丁目８番２号　県営住宅旗岡団地31棟403号
債務者　佐々木純子
1　決定年月日時　平成27年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月16日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２７年（フ）第５号
山口県光市上島田４丁目７番12号
債務者　立野　成也
1　決定年月日時　平成27年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月16日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２７年（フ）第７号
山口県周南市周陽２丁目１番２―203号、前住所山口県周南市遠石３丁目10番３―205号
債務者　橋本　和文
1　決定年月日時　平成27年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月16日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２６年（フ）第１０９０号
千葉県市川市福栄３丁目７番23―103号　ヴィラージュ行徳
債務者　中島　託緒
1　決定年月日時　平成27年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１２号
千葉県八千代市高津832番地１　高津団地３街区20棟103号
債務者　菊池　照子
1　決定年月日時　平成27年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第５２６９号
大阪市浪速区幸町２丁目８番15―505号
債務者　小野木秋蘭こと　王　　秋蘭
1　決定年月日時　平成27年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５４７９号
大阪市阿倍野区昭和町２丁目６番19号
債務者　山田　浩士
1　決定年月日時　平成27年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５６３３号
大阪府池田市畑５丁目９番11―506号
債務者　向井田　章
1　決定年月日時　平成27年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５６３４号
大阪府八尾市久宝寺１丁目２番25号、前住所福岡市城南区荒江１丁目21番21号
債務者　三木麻生人
1　決定年月日時　平成27年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２０号
大阪府東大阪市荒川３丁目15番26号　センチュリーシティ荒川203号
債務者　岡崎　　誠
1　決定年月日時　平成27年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２４号
大阪府枚方市宮之阪４丁目44番７―308号
債務者　梅谷　洋子（旧姓政田）
1　決定年月日時　平成27年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４７号
大阪府交野市私市３丁目24番８号
債務者　橘　真壽美
1　決定年月日時　平成27年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４８号
大阪市住之江区南港中５丁目５番32―207号
債務者　伊藤　唱導
1　決定年月日時　平成27年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部